

1 民間移管前			
年度	時期	事項	概要
14	平成15年1月	公立保育所民間移管方針決定	行財政改革推進本部で民営化の手法として「移管方式」とする民間委託検討部会報告を方針決定。
15	平成15年8月～平成16年2月	民間移管検討委員会(以下「検討委員会」)の開催	市民公募、保育園保護者、保育関係者、その他児童関係団体の代表者19名による検討を6回開催。
	平成16年3月	検討委員会提言	<b>18年度青堀、19年度飯野、20年度中央</b> の3保育所を移管候補とする提言を受けた。
		移管保育所の決定	提言を尊重し、上記3保育所を民間移管することの方針を決定。
16	平成16年5月	説明会の開催	3保育所の保護者及び地域住民に対して、説明会を3日間実施。
	平成16年6月	民間移管受諾法人選考委員会(以下「選考委員会」)設	主に学識経験者(大学講師、税理士等)、移管対象保育所長等10名により設置。
17	平成17年5月	説明会の開催	青堀保育所の保護者及び地域住民に対して、説明会を3日間実施。
	平成17年7月	受諾法人の募集	移管条件等の募集要項に基づき、公募を実施。 4法人申込み
	平成17年8月	青堀保育所見学会	3法人参加
	平成17年9月	応募法人第1次審査・選考	応募2法人(辞退2法人)に対して、書類審査の実施。
	平成17年10月	応募法人第2次審査・選考	・法人理事長及び園長予定者に対し、ヒヤリング。 ・運営園の現地審査。
		選考結果報告	選考委員会から移管先法人決定の報告。
	平成17年11月	三者懇談会の開催	保護者・法人・市との三者懇談会を2日間実施。 法人紹介、今後の予定
	9月～12月	青堀保育所改修工	屋根・外壁補修工事の実施。
	平成18年1月～3月	保育の引継ぎ開始	4月の円滑な移管に向けて、園長予定者をはじめ法人側職員との合同保育の実施。
	平成18年3月31日	市立青堀保育所廃止	市立の保育所として廃止。
2 移管後 (検証期間)			
18	平成18年4月1日	青堀保育園スタート	社会福祉法人高砂福祉会青堀保育園開園。
	平成18年11月	第1回公開保育審査	選考委員会による保育状況の現地検証
		三者懇談会の開催	保護者会役員・法人・市との三者懇談会を実施。 取組み状況など
	平成19年2月	三者懇談会の開催	保護者会による保護者アンケート結果について(市の回答・保育園の回答)
19	平成19年7月	保護者アンケート実施・第2回公開保育審査	市による保護者アンケートの実施 選考委員会による保育状況の現地検証
	平成19年11月	中間報告	選考委員会から2回の公開保育審査結果、保護者アンケート結果の報告

年度	時期	事項	概要
	平成20年2月	保護者アンケート実施	市による年長児保護者に対するアンケートの実施
20	平成20年7月	第3回公開保育審査	選考委員会による保育状況の現地検証
	平成20年12月	最終報告書	選考委員会から18年度から20年度の3年間の検証結果報告。「本移管は成功事例」と評価。 ※飯野・中央保育所の移管は、「再考する余地有り」と提言

### 3 検証後

21	平成21年4月1日	認定こども園開設	みなと幼稚園が1・2歳児を受入れることの認定を千葉県から受け、「認定こども園みなと幼稚園」となる。
	平成22年3月	民間移管等検討会議(以下「検討会議」)設置	子育て支援課長、保育所長、その他庁内課長級5名による検討会議の設置。
23	平成24年3月	検討会議経過報告	4回にわたる検討の結果、「現時点では移管できない」旨の報告。 ・平成16年3月の移管方針決定時より少子化が進展し、飯野・中央とも保育需要が低下。 ・みなと幼稚園が認定こども園となり1・2歳児の受入れが可能となり、中央保育所と競合。 ・平成25年4月から導入予定の「子ども・子育て新システム」による保育所・幼稚園・こども園の一本化(総合こども園化)という、移管には先行きが不透明。→政権交代により消滅
25	平成25年11月	子ども・子育て会議設置	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」施行に向け、「子ども・子育て支援事業計画」策定を主とする「富津市子ども・子育て会議」を設置
26	平成26年10月	公立保育所定員削減(案)の提示	子ども・子育て会議に慢性化する入所児童数の低率のため、7保育所合計510人から410人に定員を変更する案を提示。ただし、3歳未満児は増。
	12月	公立保育所定員変更議案の上程・可決	定員を変更する改正条例可決。(平成27年4月1日施行)
27	平成27年4月1日	子ども・子育て新制度施行	認定こども園への関与が深まる。 ・認定こども園を介し利用者の「認定」手続き。 ・保育料の決定。 ・運営費を交付することとなる。